

横浜市資格取得に関する助成金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日 経経第 683 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日 経経第 817 号

(趣旨)

第 1 条

この要綱は、建設業に関する資格の取得又は取得に係る講習等の受講に要する費用を助成することにより、市内の建設業界の専門人材の育成・充実に支援することを目的とする。

2 横浜市資格取得に関する助成金（以下「助成金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。）第 2 条第 1 項各号に規定される要件に該当する会社をいう。

(2) 大企業

中小企業以外の者（会社に限る。）で事業を営むものの他、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 7 号に規定する協同組合等

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

ウ 中小企業者以外の者で事業を営むもの（法人税法第 2 条第 3 号に規定する内国法人に限る。）の属する企業集団（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条第 1 項第 2 号に規定する企業集団及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）に属する会社

エ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 7 項に規定する特別目的会社

(3) 本社

本事業において「本社」とは、商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。

(4) 倒産

本事業において「倒産」とは、企業が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更正手続開始の申立て、破産法による破産の申立て、会社法による特別清算開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合をいう。

(5) 建設業

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 3 条の許可を受けた企業をいう。

(6) 常用雇用

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている労働者

イ 一定の期間（例えば、2か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上アと同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

ウ 日日雇用される者であって、雇用契約が日日更新されて事実上アと同等と認められる者。すなわち、イの場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

(7) 社員

中小企業に常用雇用される者をいう。

(8) 資格

次に掲げるものに該当するものをいう。

ア 建設業法に定められる「技術検定」に係る資格

イ 建築士法（昭和25年法律第202号。）に定められる「建築士試験」に係る資格

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号。）に定められる「技術士試験」に係る資格

エ 測量法（昭和24年法律第188号）に定められる「測量士・測量士補試験」に係る資格

オ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に定められる「電気工事士試験」に係る資格

カ 上記以外の法律で定められる建設業に関する資格で特に市長が認めたもの
（ただし、職業能力開発促進法に定められる「技能検定」に係る資格を除く）

(助成対象者)

第3条 この要綱における助成対象者は、建設業を営む市内に本社を置く中小企業（以下「企業」という。）とする。

2 次の各号に該当する者は、対象外とする。

(1) 建設業でない者

(2) 大企業

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(4) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、建設業を営む企業に雇用される社員の資格取得に伴う受検費用又は、資格取得に係る講習等の受講料であって、中小企業が負担するものとする。

(助成率及び助成限度額)

第5条 市長は、審査に基づき、助成対象者に対して助成金を交付する。ただし、助成金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

2 助成率及び助成限度額は、以下に定めるものとする。

- (1) 助成対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 1社に交付する助成金は、同一交付年度につき合計10万円を限度とする。
- (3) 同一人に対する申請は、同一交付年度において1度を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類をそれぞれ市長の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（原本、発行後3か月以内のもの）
- (5) 一般又は特定建設業許可通知書の写し
- (6) 資格又は資格取得に係る講習等の内容及び経費の分かる書類又はこれらに類する書類
- (7) 直近1年の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）
- (8) 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合）（第4号様式）
- (9) その他市長が必要とする書類

2 前項の書類は受検又は受講の申込日までに提出しなければならない。ただし、受検または、受講の完了日が当該年度であるもののうち、前年度3月1日から31日までに申込んだものについては、既に申込を終えたものについても、4月末日までに提出することにより助成対象とすることができる。

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、助成金の交付の申請時における助成金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は前条の申請を受理した場合、速やかに交付又は不交付を決定する。

2 市長は交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は横浜市資格取得に関する助成金交付決定通知書（第5号様式）により、不交付の場合は横浜市資格取得に関する助成金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第2項に定める交付決定通知書の交付を受ける前に、助成金交付申請の取下げを行う場合には、横浜市資格取得に係る助成金交付申請取下届（第7号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請は無効とする。

(変更等の承認申請)

第9条 交付対象者は、次の各号に該当する場合は、速やかに、かつ市長が定める日までに横浜市資格取得に関する助成金変更等承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（1） 実施内容の変更（事業計画書にある受検・受講の実績にかかる変更は除く。）

（2） 助成対象者の名称、所在地、代表者の変更

2 市長は、変更等承認申請書を受付したあと、速やかに申請内容を審査し、承認の場合は横浜市資格取得に関する助成金変更等承認通知書（第9号様式）により、不承認の場合は横浜市資格取得に関する助成金変更等不承認通知書（第10号様式）により申請者に通知する。

3 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

4 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として助成金を交付する。

（実施報告書の提出）

第10条 交付対象者は、第2条第8号に掲げる資格取得の受検又は当該資格に係る講習等の完了後又は試験の合否等が明らかとなった日から速やかに、かつ市長が定める日までに次の各号に掲げる書類を添付して横浜市資格取得に関する助成金実施報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（1） 受検票の写し又は講習等の受講修了証若しくはこれらに類する書類

（2） 資格取得の受検料又は資格取得に係る講習等の受講料を支払ったことを証する書類

（3） 前号の経費において、個人が負担したものがあつた場合、交付対象者が当該経費を負担したことを証する書類

（4） その他市長が認める書類

2 市長が必要と認めた場合、前項に加え、成果物の確認・提示を求めることができるものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（助成金の交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実施報告書を受理した場合は、審査し、適当と認めるときは、助成金額の確定を行うとともに、横浜市資格取得に関する助成金交付額確定通知書（第12号様式）により、助成金額及び交付条件を通知するものとする。

2 助成金の交付額確定にあたり、事業計画書にある受検・受講の実績にかかる変更により、想定される助成金額が当初交付決定した助成金額を下回る場合は、交付額の減額を行う。

（調査権）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成金交付後の状況について調査を行うことができる。

（助成金の交付請求）

第13条 交付対象者は、前条により助成金交付額確定通知後、速やかに次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 助成金交付請求書（第 13 号様式）
- (2) 一般又は特定建設業許可通知書の写し（交付申請時から変更があった場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

（交付決定取消及び助成金の返還）

第 14 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付対象者が助成金の交付前に市外に移転したとき
- (2) 交付対象者が助成金の交付前に倒産したとき
- (3) 他の機関から同種の助成を受けたとき
- (4) 第 3 条第 2 項のいずれかに該当することが判明したとき
- (5) 市税の滞納があったとき
- (6) 助成金の交付条件に違反したとき
- (7) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (9) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき

2 前項の規定は、第 11 条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 市長は、取消し決定に基づき、横浜市資格取得に関する助成金助成金交付決定取消及び返還請求通知書（第 14 号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、交付対象者が本条第 1 項第 5 号から第 9 号に該当した場合、助成対象者の名称及びその内容を公表することができる。

5 本条第 1 項第 5 号から第 9 号に基づく取消し決定を受けてから 2 年を経過しない者は、本助成金の交付申請を受け付けない。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第 15 条 前条の規定により、この助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたときは、市長は、交付対象者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を交付対象者に納付させることができる。

2 助成金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期日までに助成金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 16 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金

の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 17 条 第 15 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

第 18 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項第 3 号から第 4 号までのいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納税の確認)

第 19 条 市長は、必要に応じて申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者の市税の納税について、その者の同意に基づき、調査を行うことができる。

(補助対象者の責務)

第 20 条 当該要綱に基づく助成金の交付を受けた企業は、当該補助成金によって資格を取得した社員の雇用維持に努めなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 21 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年とする。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。